

京 都 大 学 自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
	<p><u>第1章 総則</u> (趣旨)</p>
第1条 京都大学における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に係る保安（以下「保安」という。）に関しては、法令に定めがあるもののほか、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項の規定に基づいて定めるこの規程の定めるところによる。	第1条 (同 左)
	<p><u>第2章 保安業務の管理運営体制</u> (総括管理)</p>
第2条 京都大学における電気工作物の保安に関しては、 <u>総長</u> が総括管理する。	第2条 京都大学における電気工作物の保安に関しては、 <u>安全管理担当の理事</u> （以下「担当理事」という。）が総括管理する。
	<p>(連絡調整)</p>
第3条 施設・環境部長は、京都大学における電気工作物の保安に関する業務について、連絡調整する。	第3条 (同 左)
	<p>(部局における管理)</p>
第4条 部局（各研究科（地球環境学堂を含む。）、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節に定める施設等をいう。）並びに教育研究推進本部及び経営企画本部（全学共通施設を含む。）をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長（教育研究推進本部及び経営企画本部にあつては、 <u>総務担当の理事</u> 。以下同じ。）が管理するものとする。	第4条 部局（各研究科（地球環境学堂を含む。）、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節に定める施設等をいう。）並びに教育研究推進本部及び経営企画本部（全学共通施設を含む。） <u>並びに医療技術短期大学部</u> をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長（教育研究推進本部及び経営企画本部にあつては <u>総務担当の理事、医療技術短期大学部にあつては部長</u> 。以下同じ。）が管理するものとする。
	<p>(主任技術者)</p>
第5条 総長が別に定める電気工作物ごとに、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者（以下「主任技術者」という。）を置く。 2 主任技術者は、資格を有する職員のうちから、その所属部局の長の意見をきいて、総長が命ずる。 3 主任技術者は、当該電気工作物の保安を管理する部局の長を補佐し、電気工作物の保安に関する業務を監督するものとする。	第5条 総長が別に定める電気工作物の <u>区分</u> ごとに、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者（以下「主任技術者」という。）を置く。 2 主任技術者は、資格を有する職員のうちから、その所属部局の長の意見を <u>聴いて</u> 、総長が命ずる。 3 (同 左)
第6条 総長は、主任技術者に事故がある場合においてその職務を代行させるため、電気工作物の保安に関する相当の知識、経験を有する職員のうちから、その所属部局の長の意見をきいて、あらかじめ、主任技術者の職務を代行する者を命じておくものとする。	第6条 総長は、主任技術者に事故がある場合においてその職務を代行させるため、電気工作物の保安に関する相当の知識、経験を有する職員のうちから、その所属部局の長の意見を聴いて、あらかじめ、主任技術者の職務を代行する者を命じておくものとする。
	<p>(保安主任者等)</p>
第7条 (略)	第7条 (同 左)

改 正 前	改 正 後
<p>第8条 部局の長は、次の各号の一に掲げる場合には、別に細則の定めるところにより、主任技術者の意見を<u>きくもの</u>とする。</p> <p>(1) 電気工作物の工事計画等電気工作物に係る保安上重要な事項を立案、決定し、又は実施しようとするとき。</p> <p>(2) 法令に基づき主管官公庁に提出する文書で、その内容が電気工作物の保安に係るものを作成しようとするとき。</p> <p>2 部局の長は、法令に基づき主管官公庁が行う電気工作物の保安に係る検査を受ける場合には、主任技術者をこれに立ち合わせるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(部局の長の責務)</u></p> <p>第8条 部局の長は、次の各号の一に掲げる場合には、別に細則の定めるところにより、主任技術者の意見を<u>聴くもの</u>とする。</p> <p>(1) } (2) } (同 左)</p> <p>2 } 3 部局の長は、<u>電気工作物の安全管理検査を行わなければならない。</u> <u>(指揮命令系統等)</u></p> <p><u>第9条 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統(第14条第2項第1号に定める部局における指揮命令系統及び連絡系統を除く。)は、別に細則で定める。</u> <u>第3章 保安教育</u> <u>(保安教育)</u></p> <p>第10条 担当理事は、毎年4月1日後できるだけ早い時期に、保安主任者等その他電気工作物の工事、維持又は運用に従事する職員に対する保安教育計画を立案し、実施するものとする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 工事及び維持</u> <u>(年度計画)</u></p> <p><u>第11条 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事の年度計画を立案し、担当理事の承認を求めなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の計画は、当該計画に関わる者との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行わなければならない。</u> <u>(工事の施工)</u></p> <p>第12条 電気工作物の工事の施工に関しては、あらかじめ主任技術者の承認を得、かつ法令に定める技術上の基準及び担当理事が定める作業安全基準に従って行われなければならない。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p>第9条 総長は、毎年4月1日後できるだけ早い時期に、保安主任者等その他電気工作物の工事、維持又は運用に従事する職員に対する保安教育計画を立案し、実施するものとする。</p> <p>2 前項の保安教育計画には、電気事故その他災害が発生した場合の措置について、必要に応じて行う実地指導訓練を含むものとする。</p>	<p>第10条 担当理事は、毎年4月1日後できるだけ早い時期に、保安主任者等その他電気工作物の工事、維持又は運用に従事する職員に対する保安教育計画を立案し、実施するものとする。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p>第10条 電気工作物の工事の施工に関しては、あらかじめ主任技術者の承認を得、かつ法令に定める技術上の基準に従って行われなければならない。</p> <p>2 電気工作物の工事が完成した場合には、主任技術者の保安上支障のないことの確認を得なければならない。</p>	<p>第12条 電気工作物の工事の施工に関しては、あらかじめ主任技術者の承認を得、かつ法令に定める技術上の基準及び担当理事が定める作業安全基準に従って行われなければならない。</p> <p>2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>第11条</u> 部局の長は、別表に定める基準により、その管理する電気工作物の保安に係る巡視、点検及び測定を、毎年4月1日に始まる年度ごとに、当該年度の初めに計画し、主任技術者の監督のもとに保安主任者等をしてこれを実施させなければならない。</p> <p>2 } 3 } (略) 4 }</p> <p><u>第12条</u> 電気工作物の運転又は操作は、機器の性能及び取扱い方法を熟知し、部局の長が<u>総長</u>の承認を得て定める安全基準に従い、常に安全確実に行わなければならない。</p> <p>2 前項の安全基準には、次の各号に掲げる事項について定めておくものとする。</p> <p>(1) 平常時及び事故その他の異常時における<u>運転及び操作の順序及び方法</u></p> <p>(2) 平常時及び事故その他の異常時における<u>指令、報告、連絡の系統及び方法</u></p> <p>(3) 事故を修理し、使用を停止又は制限する場合に<u>とるべき措置</u></p> <p>(4) 受配電設備、電路等については、その監視</p> <p>(5) その他運転及び操作に係る保安を確保するために必要な事項</p> <p><u>第13条</u> 部局の長は、火災、震災その他非常災害時においてその管理する電気工作物に係る保安を確保するため必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>2 部局の長は、前項の体制の整備状況について、別に細則の定めるところにより、<u>総長</u>に報告しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(巡視、点検、測定)</p> <p><u>第13条</u> } (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第5章 運転又は操作 (運転又は操作)</p> <p><u>第14条</u> 電気工作物の運転又は操作は、機器の性能及び取扱い方法を熟知し、部局の長が<u>担当理事</u>の承認を得て定める安全基準に従い、常に安全確実に行わなければならない。</p> <p>2 前項の安全基準には、次の各号に掲げる事項について定めておくものとする。</p> <p>(1) 平常時及び事故その他の異常時における<u>電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに部局における指揮命令系統及び連絡系統</u></p> <p>(2) 電気工作物の軽微な事故を修理し、又は使用を停止若しくは制限する等の<u>応急措置及び報告又は連絡要領</u></p> <p>(3) 電気事業者の供給変電所又は所轄営業所との<u>連絡が必要な部局にあつては、その連絡事項</u></p> <p>(4) 緊急時に連絡すべき事項、<u>連絡先及び連絡方法</u></p> <p>(5) (同 左)</p> <p>(6) 発電所の運転を相当期間停止する場合における<u>保全の方法に関する事項</u></p> <p>(7) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第6章 災害対策 (防災体制)</p> <p><u>第15条</u> (同 左)</p> <p>2 部局の長は、前項の体制の整備状況について、別に細則の定めるところにより、<u>担当理事</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第14条 電気工作物の保安に関し作成すべき記録については、別に細則の定めるところによる。</p> <p>第15条 部局の長は、変電所、受配電設備その他の電気工作物が設置されている場所で危険なところには、柵その他危害防止のため必要な設備を設け、かつ、警戒標により注意を喚起するものとする。</p> <p>第16条 部局の長は、当該部局における電気工作物の保安の管理状況について、毎年4月末日までに、前年の4月1日に始まる年度の分を、別に細則の定めるところにより、<u>総長</u>に報告しなければならない。</p> <p>第17条 本学の電気工作物と本学以外の者を設置する電気工作物との保安上の責任分界点については、総長が当該者との契約において別に定めるところによる。</p> <p>第18条 電気工作物が遠隔地にある等のため、その保安の監督に支障をきたす場合には、第5条の規定にかかわらず、当該電気工作物に関する保安の監督に係る業務を、主管官庁が指定する<u>法人</u>に委託して行わせることができる。</p>	<p>4 <u>主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。</u></p> <p><u>第7章 記録等</u> (記録)</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>(管理状況の報告)</p> <p>第17条 部局の長は、当該部局における電気工作物の保安の管理状況について、毎年4月末日までに、前年の4月1日に始まる年度の分を、別に細則の定めるところにより、<u>担当理事</u>に報告しなければならない。</p> <p><u>第8章 責任の分界</u> (責任の分界点)</p> <p>第18条 (同 左)</p> <p>(需要設備の構内)</p> <p>第19条 <u>需要設備の所在する構内は、別に細則の定めるところによる。</u></p> <p><u>第9章 整備その他</u> (危険の標示)</p> <p>第20条 部局の長は、変電所、受配電設備その他の電気工作物が設置されている場所で危険なところには、柵その他危害防止のため必要な設備を設け、かつ、警戒標により注意を喚起するものとする。</p> <p>(測定器具類の整備)</p> <p>第21条 <u>電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管しなければならない。</u></p> <p>(遠隔地にある等の電気工作物の保安)</p> <p>第22条 電気工作物が遠隔地にある等のため、その保安の監督に支障をきたす場合には、第5条の規定にかかわらず、当該電気工作物に関する保安の監督に係る業務を、主管官庁が指定する<u>法人等</u>に委託して行わせることができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 前項の規定により保安の監督に係る業務を主管官庁が指定する法人に委託して行わせる電気工作物の保安に関しては、前各条の規定にかかわらず、その委託契約締結の際総長が別に定めるところによる。</p>	<p>2 前項の規定により保安の監督に係る業務を主管官庁が指定する法人等に委託して行わせる電気工作物の保安に関しては、前各条の規定にかかわらず、その委託契約締結の際部局の長の定めるところによる。</p> <p>3 部局の長は、前項の規定に基づき電気工作物の保安に関する規程を制定し、又は改廃したときは、担当理事に報告しなければならない。</p>
<p><u>第19条</u> この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細則は、総長が定める。</p>	<p><u>第23条</u> (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規程は、平成17年12月27日から施行する。</p> <p>2 次に掲げる規程は、廃止する。</p> <p>(1) 京都大学大学院理学研究科附属天文台飛騨天文台自家用電気工作物保安規程(昭和49年4月1日総長裁定)</p> <p>(2) 京都大学大学院理学研究科附属天文台花山天文台自家用電気工作物保安規程(平成9年4月10日総長裁定)</p> <p>(3) 京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設自家用電気工作物保安規程(平成8年4月8日総長裁定)</p> <p>(4) 京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター自家用電気工作物保安規程(昭和50年2月1日総長裁定)</p> <p>(5) 京都大学大学院工学研究科附属環境質制御研究センター自家用電気工作物保安規程(昭和51年8月5日総長裁定)</p> <p>(6) 京都大学大学院農学研究科附属農場自家用電気工作物保安規程(平成8年9月26日総長裁定)</p> <p>(7) 京都大学大学院農学研究科附属牧場自家用電気工作物保安規程(平成10年12月22日総長裁定)</p> <p>(8) 京都大学人文科学研究所附属漢字情報研究センター自家用電気工作物保安規程(平成9年1月8日総長裁定)</p> <p>(9) 京都大学防災研究所附属災害観測実験センター宇治川水理実験所自家用電気工作物保安規程(平成10年12月22日)</p> <p>(10) 京都大学防災研究所附属火山活動研究センター自家用電気工作物保安規程(平成10年12月22日総長裁定)</p> <p>(11) 京都大学霊長類研究所自家用電気工作物保安規程(昭和43年7月17日総長裁定)</p>

改正前	改正後
	<p>(12) 京都大学生態学研究センター自家用電気工作物保安規程（平成10年12月22日総長裁定）</p> <p>(13) 京都大学フィールド科学教育研究センター海域ステーション舞鶴水産実験所自家用電気工作物保安規程（昭和58年12月10日総長裁定）</p> <p>(14) 京都大学フィールド科学教育研究センター森林ステーション芦生研究林自家用電気工作物保安規程（平成12年3月24日総長裁定）</p> <p>(15) 京都大学宙空電波科学研究センターMUレーダー観測所自家用電気工作物保安規程（昭和58年7月6日総長裁定）</p> <p>(16) 京都大学国際交流会館自家用電気工作物保安規程（昭和57年8月12日総長裁定）</p> <p>(17) 京都大学清風会館自家用電気工作物保安規程（平成8年2月13日総長裁定）</p> <p>(18) 京都大学宇治職員宿舎11号棟自家用電気工作物保安規程（平成10年12月22日総長裁定）</p> <p>(19) 京都大学学生寄宿舍熊野寮自家用電気工作物保安規程（平成10年12月22日総長裁定）</p> <p>(20) 京都大学宇治総合運動場自家用電気工作物保安規程（平成10年12月22日総長裁定）</p>

別表

	対 象	日常巡視・点検	定期巡視・点検	精密点検	測 定
受 電 設 備 （ 特 別 高 圧 ）	G I S	①ガス母線及び GCB の ガス圧力 ②表示灯異常 ③ガス配管異常 ④制御配線の異常 (1日ごと)	① GCB、DS、ES の開 閉具合及びインター ロック (3年ごと) ②機器開閉蓄勢表示器 の動作 ③制御線及び接地線の 接続部分点検 ④塗装及び発錆 ⑤警報装置の動作確認 ⑥動作機構、リンク部 分配線端子部のゆる み ⑦各部の損傷、腐食、 過熱、変形、ゆるみ (1年ごと)	①機器操作器の分 解点検 ②継電器動作特性 試験 (6年ごと) ③ GCB 内部点検 及び吸着剤の交 換 ④機器操作器の点 検及び注油 (3年ごと)	① GCB の遮断 動作時間 (6 年ごと) ②制御回路の絶 縁抵抗測定 ③絶縁抵抗測定 ④継電器試験 (1年ごと)
	断路器・ A B B	①受と刃の接触、過熱、 変色、ゆるみ変形 ②汚損、異物の付着 ③コンプレッサー異常 ④上記①～④でガスを空 気と読み替える (1月ごと)	上記①～⑦のほか、 ①受と刃の荒れ具合 ②振れ止め装置の機能 ③締付け部ゆるみ ④ボルト、ナットのゆ るみ、脱落、割ピン 脱落 ⑤鉄部の発錆、異常変 形 (1年ごと)	①継電器動作特性 試験 (6年ごと) ②機器操作器の点 検及び注油 (3年ごと)	①上記①～④で GCB を ABB と 読み替える (1年ごと)
	高圧配電盤	①外観点検—汚損、損傷、 きれつ、油漏れ、過熱、 発錆 ②表示灯の異常 ③制御回路のプラグ接続 状態 ④しや断器の異常音、異 臭 ⑤しや断器の動作回数 ⑥しや断器のガス圧の確 認ガス式のみ (1月ごと)	①各部の損傷、腐食、 過熱、ガス圧、発錆、 変形、ゆるみ ②操作具合、機構 ③付属装置 ④接地線の接続部 ⑤機構部内部、接触子 の摺動面の注油 (1年ごと)	①左記のほか、し や断速度測定(開 極投入時間最小 動作電圧及び電 流の測定を含 む。) ②継電器動作特性 試験 (6年ごと)	①絶縁抵抗測定 ②接地抵抗測定 絶縁油耐圧試 験(特高受電 に係る変電所 に設けられる ものについて は3年ごと) ④動作特性 ⑤耐圧試験 ②継電器試験 (1年ごと) ③真空バルブの 真空度 (必要に応じて)
	母線	外観点検—碍子の破損そ の他の異常 (1月ごと)	①母線の高さ、たるみ、 他線との離隔距離、 損傷、腐食、過熱 ②接続部分、クランプ 類の腐食、ゆるみ ③碍子類支持物の損傷、 腐食、変形、ゆるみ (1年ごと)		絶縁抵抗測定 (1年ごと)

受電用変圧器	本体の外観点検—汚損、油漏れ、振動、音響、温度 (1 月ごと)	①各部の汚損、損傷、腐食、油量、発錆、ゆるみ ②接地線の接続部 (1 年ごと)	コイル、接続部、リード線、鉄心、その他各部 (必要に応じて)	①絶縁抵抗測定 (1 年ごと) ②接地抵抗測定 ②絶縁油耐圧試験 (特高受電に係るものについては3年ごと、その他については6年ごと)
計器用変成器	外観点検—汚損、損傷、腐食、温度、発錆、音響、変形、ヒューズの異常 (1 月ごと)	①各部の汚損、損傷、腐食、接触、発錆、変形、ゆるみ、ヒューズの異常 ②接地線の接続部 (1 年ごと)		①絶縁抵抗測定 ②接地抵抗測定 (1 年ごと)
避雷器	外観点検—汚損、損傷、きれつ、ゆるみ (1 月ごと)	①各部の汚損、損傷、きれつ、ゆるみ、コスパウンドの異常 ②接地線の接続部 (1 年ごと)		①絶縁抵抗測定 ②接地抵抗測定 (1 年ごと)
低圧配電盤	①計器、表示灯の異常 ②操作、切換え、 <u>開閉器</u> 配電用しや断器等の異常 (1 月ごと)	①裏面配線のじんあい、汚損、過熱、ゆるみ、断線 ②接地線の接続部 ③各部の損傷、過熱、接触、ゆるみ、断線、脱落 ④端子配線符号 (1 年ごと)		①絶縁抵抗測定 ②接地抵抗測定 ③継電器試験 (1 年ごと)
電力用コンデンサー	本体の外観点検—汚損、油漏れ、音響、振動、 <u>変形、変色</u> (1 月ごと)	各部の損傷、腐食、発錆、 <u>ブッシングの亀裂</u> (1 月ごと)		絶縁抵抗測定 (1 月ごと)
<u>蓄電池</u> 直流電源装置	損傷、液面、沈殿物、色相、極板彎曲、隔離板、端子のゆるみ、 <u>液漏れ</u> (1 月ごと)	①木台、碍子の損傷、腐食、耐酸塗料のはくり ②床面の損傷、腐食 ③充電装置の動作状況 (1 年ごと)	①充電装置の内部 (3 年ごと) ②蓄電池の容量試験 (放電電圧 1 時間率放電特性試験) (必要に応じて)	①液比重測定 ②液温測定 ③各電池の電圧測定 ( <del>1</del> 月 6 月ごと)
<u>接地</u>	<u>腐食、発錆</u> (1 日ごと)	①端子のゆるみ ②接地極の表示		<u>接地抵抗測定</u> (1 年ごと)

			(1年ごと)		
受配電	断路器、しや断器、開閉器類	受電設備用のものに同じ。 (1月ごと)	受電設備用のものに同じ。	受電設備用のものに同じ。	受電設備用のものに同じ。
	配電用変圧器	受電設備用のものに同じ。 (1月ごと)	受電設備用のものに同じ。	受電設備用のものに同じ。	受電設備用のものに同じ。
	高・低圧配電盤	受電設備用のものに同じ。 (1月ごと)	受電設備用のものに同じ。	受電設備用のものに同じ。	受電設備用のものに同じ。
電設備	電線及び支持物	①電線の高さ、他物との離隔距離 ②警戒標、保護柵 (1月ごと)	①電柱、腕木、碍子、支線、支柱、保護網等の損傷、腐食 ②電線取付状況 (1年ごと)		絶縁抵抗測定 (1年ごと)
	ケーブル	①ヘッド、接続箱、分岐箱等接続部の損傷、腐食、過熱 ②コンパウンドの油漏れ ③敷設部の無断掘さく ④警戒標、他物との離隔距離 (1月ごと)	ケーブルの損傷、腐食、きれつ (1年ごと)		①絶縁抵抗測定 (1年ごと) ②耐圧試験 (必要に応じて)
	電力用コンデンサー	受電設備用のものに同じ。 (1月ごと)	受電設備用のものに同じ。	受電設備用のものに同じ。	受電設備用のものに同じ。
負荷設備	電動機その他の回転機	①音響、振動、回転、過熱、異臭、吸油等の状況 (運転者が常時注意すること) ②整流子刷子、集電環 (1月ごと)	①音響、振動、温度 (3月ごと) ②各部の汚損、損傷、ゆるみ、伝熱装置の異常 ③制御装置点検 ④接地線接続部 (1年ごと)	①内部分解点検 ②コイル、軸受、通風付属装置などの手入れ ③回転子引出手夫 (3年ごと)	①絶縁抵抗測定 ②接地抵抗測定 (2年ごと)
	電熱乾燥装置	①損傷、温度、変形 ②接続部の変色、過熱 ③熱線の腐食 (運転者が常時注意すること) (1月ごと)	各部の損傷、変形、ゆるみ、可燃物との離隔 (1年ごと)		絶縁抵抗測定 (2年ごと)
	照明設備	異音、汚損、不点 (使用者が常時注意すること)	照明効果、損傷、汚損、雑音、温度、コンパウンド漏れ (1年ごと)		絶縁抵抗測定 (2年ごと)
	分電盤等、配線	開閉器の機能、湿気、じんあい等 (1月ごと)	開閉器、器具の接続、接続部のゆるみ (1年ごと)		絶縁抵抗測定 (1年ごと)
	タービン空気	①振動、異音、過熱、変形	①初段動翼点検 ②燃焼機内筒の点検	①内燃機関の分解点検減速機点検	保安装置の動作特性

常用発電設備	原動機関係	圧縮機 燃料燃焼設備	②ガス・潤滑油等の漏洩、 架台、支持金具類の異常及びボルトナット類のゆるみ ③レバー、リンク等の作動状況の点検 ④潤滑油量の点検 (運転日)	(6月ごと) <del>①タービン初段動翼の検査</del> <del>④タービン主要部分の分解点検</del> ③保安装置の動作確認 ④補機類の動作確認 (1年ごと)	<del>(2年ごと又は3万時間ごと)</del> ②減速機分解点検 (4年ごと又は32,000時間ごと) ③ガス圧縮機分解点検 (3年ごと)	(1年ごと)
		<del>エンジン</del> <del>レシプロ</del>	①燃料系統(貯留タンクを含む。)からの油漏れ ②機関の始動、停止 ③始動用空気タンクの圧力 (運転日)	機関主要部分の分解点検 (1年ごと)	内燃機関の分解点検 (3年ごと)	保安装置の動作特性 (1年ごと)
		<del>エンジン(海象用)</del>	<del>①燃料系統(貯留タンクを含む。)からの油漏れ</del> <del>②機関の始動、停止</del> <del>③始動用空気タンクの圧力</del> <del>(2週間ごと)</del>	<del>機関主要部分の分解点検</del> <del>(1年ごと)</del>	<del>内燃機関の分解点検</del> <del>(3年ごと)</del>	
	発電機関係		電動機その他の回転機の場合と同じ。	電動機その他の回転機の場合と同じ。	電動機その他の回転機の場合と同じ。	①絶縁抵抗測定 ②接地抵抗測定 ③②継電器試験 (1年ごと)
太陽電池発電設備	太陽電池		外観点検—汚損、損傷、発錆、きれつ、ゆるみ (2週間1月ごと)	汚れ、損傷、発錆その他必要事項 (1年ごと)		①絶縁抵抗測定 ②接地抵抗測定 (1年ごと)
	制御盤直流交流変換装置		外観点検—汚損、損傷、過熱 (2週間1月ごと)	汚損、損傷、過熱、ゆるみその他必要事項 (1年ごと)		①絶縁抵抗測定 ②接地抵抗測定 (1年ごと)
	蓄電池		外観点検—発錆、損傷、液面、沈澱物、極板彎曲、隔離板、端子ゆるみ (2週間1月ごと)	左記のほか、架台の腐食、塗料のはぐり、床面の損傷、腐食、充電装置の動作状況 (1年ごと)	充電装置の内部 (1年ごと)	①液比重測定 ②液温測定 ③各電池の電圧測定 ④架台等の接地抵抗測定 (1年ごと)
	継電器		外観点検—汚損、損傷 (2週間1月ごと)	整定値・動作表示 (1年ごと)		動作試験 (1年ごと)
	電路		外観点検—ゆるみ、損傷 (2週間1月ごと)			絶縁抵抗測定 (1年ごと)
非常用機	原動機	レシプロ	①燃料系統(貯留タンクを含む。)からの油漏れ ②機関の始動、停止	機関主要部分の分解点検 (1年ごと)	内燃機関の分解点検 (3年ごと)	

予備 発電 設備	関係	③ 始動用空気タンクの 圧力 (一月ごと)			
	発電機関係	<del>電動機その他の回転機</del> の場合に同じ。	<del>電動機その他の回転機</del> の場合に同じ。	<del>電動機その他の回 転機</del> の場合に同じ。	①絶縁抵抗測定 <del>②接地抵抗測定</del> <del>③</del> ②継電器試験 (1年ごと)

~~備考 この表において、「エンジン(海象用)」とは沿岸海域の研究施設に設置され、海象観測の用に供する  
ものをいう。~~